東港区船舶航行安全のための合意事項

苫小牧港東港区は、港口から弁天航路、浜厚真航路が分岐する構造となっており、定期カーフェリー、大型石炭船、大型原油タンカー、各種内航貨物船、小型漁船に加え、新たに国際コンテナ船及び、内・外航ケミカル船の就航に伴い、東港に係る船舶交通の安全確保を図るため、海上交通安全協議会規約第1条の目的に基づき、以下の事項について合意し励行するものとする。

平成20年7月28日

1 入出港

入出港船舶に関する情報及び入出港時間の調整は、バース会議等において情報を交換し、利用者等関係者において調整を行うものとするが、原則として以下により運用する。

- (1)大型の船舶等喫水の深い船舶及び定期カーフェリーを優先し、特に、苫東ふ頭2号岸壁及び苫小牧国際コンテナバース並びに北海道石油共同桟橋からの深喫水の大型船舶が入出港する際には、航路内及び港口付近において、対向若しくは同航等見合い関係が生じないように留意すること。
- (2) 水先人の乗船する船舶及び曳船の支援を受ける船舶を優先すること。
- (3)入出港等に際し安全基準等を定めている運航管理者又は係留施設においては、それぞれの安全基準を遵守すること。
- (4) 視程が300m以下のときは、入出港を見合わせること。

2 動静の通報

- (1) 東港に入港する船舶(漁船、港内バージ、曳船等支援船舶を除く。)の船長は、船名、錨泊地点、錨泊時刻、抜錨時間及び着岸予定時刻を苫小牧港信号所(以下信号所。)に通報すること。
- (2)上記通報は、外国船舶にあっては、VHFにより、「ホッカイドウホアン」を介して行うこと。
 - また、代理店が代行して行う場合は電話により信号所に行う。(以下同じ。)
- (3)日本船舶にあっては、VHFのほかに船舶電話、又は携帯電話により、 苫小牧港信号所に通報すること。

3 通信手段等の活用

- (1)入出港する船舶は、国際VHF(ch16)を常時聴取するとともに、必要に応じて使用し、船舶相互間の動静把握並びに事故防止に努めること。
- (2) AIS装備船にあっては、適正な運用を行うとともに、その情報を活用 し事故防止に努めること。

4 錨泊時の注意

(1) 錨泊時の留意

南寄りの風が強吹する荒天時の苫小牧港外の錨泊は、走錨、錨鎖切断等の危険が多いので、止むを得ない場合を除き3区及び4区への錨泊は避けること。やむを得ず錨泊する時は、船橋当直者を立て、必要に応じ双錨泊等走錨防止策を取ること。

なお、走錨のおそれのある場合は、苫小牧海上保安署から「走錨注意情報」が発表されるので留意すること。

「走錨注意情報」は、以下の方法により周知される。

- イ ホッカイドウホアン VHFch16(ch12)による周知 (日本語、英語)
- 口 苫小牧船舶通航信号所

テレフォンサービス 0144-37-4571(日本語)

FAXサービス 0144 37 4572(日本語)

A I S (VHF87ch(161.975MHz)) 及び (VHF88ch(162.025MHz))

- (2) 東港区防波堤内に避泊する船舶は、事前に信号所に他船の動静や泊地の状況を確認すること。
- (3)錨泊の制限

以下に定める水域は、入出港船の妨げとなるので錨泊を避けること。 東港区内の各航路及び泊地

(図-1 錨泊規制区域/1)

次の各点を結んだ線により囲まれた水域

- A点 開発局苫小牧港東港区中防波堤灯台
- B点 A点から161度1,000mの地点
- C点 B点から240度3,000mの地点
- D点 A点から240度3,000mの地点
- (図-2 錨泊規制区域/2)

5 異常気象時の安全対策

地震・津波・台風等による船舶の災害防止のため、苫小牧海上交通安全協議

会(苫小牧港地震・津波・台風等対策委員会)から周知又は発令される情報や警戒体制に留意し、必要に応じ早期に避難等を行うこと。

6 合意事項の周知

苫小牧海上交通安全協議会の会員は、安全かつ、効率的な運用のため、船舶 関係各社及び関係船舶に対し、本合意事項の周知と確実な励行を図るものとす る。

図-1 錨泊規制区域/1



図 - 2 錨泊規制区域 / 2

